

【被災された方に対する南阿蘇村税及び国民健康保険税の減免等について】

平成24年度分の税額のうち災害を受けた月以後の納期に係る税額について、軽減、又は免除となります。

村県民税 及び 国民健康保険税	1. 死亡された場合	全 額	(必要書類)
	2. 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなられた場合	全 額	●減免申請書
	3. 障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となられた場合	10分の9	●被災証明書
	4. 前年度所得が1,000万円以下で、災害により住宅又は家財について生じた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）により、次の表に掲げる区分に従い、軽減、又は免除します。		注意：保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類
	5. 前年度所得が1,000万円以下であり、かつ農業所得以外の額が400万円を超えない方のうち、農産物の減収額が平年における収入額10分の3以上あった方（農産物共済金額により補てんされるべき金額を除く。）により、次の表に掲げる区分に従い、軽減、又は免除します。		●その他

前年度合計 所得金額	損害の程度／軽減又は免除の割合	
	10分の3以上 10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下	2分の1	全 額
750万円以下	4分の1	2分の1
1000万円以下	8分の1	4分の1

前年度合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下	全 額
400万円以下	5分の4
550万円以下	5分の3
750万円以下	5分の2
1000万円以下	5分の1

固定資産税	被害に遭われた 1. 家屋（全倒壊、半倒壊の家屋） 2. 償却資産（使用不能となった事業の用に供する償却資産） *倒壊した家屋が建っていた土地につきましては、住宅用地として使用できないと認定された場合、災害発生以後2年度分の固定資産税住宅用地の特例を引き続き受けることが出来ます。 *被害に遭った固定資産のみ、被害に応じた減免を受けることができますが、被害のない固定資産については、今後も通常通り課税対象となりますのでご注意ください。		●減免申請書 注意：減免申請書提出後、現地調査を行います。
-------	---	--	--------------------------------------

軽自動車税	☆今回の災害で軽自動車税の減免はありませんが、使用不能となった車両については、速やかに廃車手続きをお願いします☆		必要なもの
	1. 原付自転車・小型特殊 ➡ 役場 税務課	☎(62)9181 ➡	●使用者・所有者の印鑑 ●標識(ナンバープレート)
	2. 軽自動車 ➡ 熊本県軽自動車協会	☎096(369)7920 ➡	必ず事前に確認の電話をしてください。
	3. 自動二輪 ➡ 熊本運輸支局	☎050(5540)2086 ➡	必ず事前に確認の電話をしてください。

『納期限の延長』 期限までに申告書等の提出や、村税を納めることが困難な時は、期限の延長が認められています。

『納税の猶予』 被災により村税を納期限までに納められない場合は、納税の猶予が認められています。

【国民健康保険税の計算は、世帯単位での計算となります】

詳しいことは、役場 税務課 ☎(62)9181(直通)までにお問合わせください。